

介護予防・訪問看護ステーション 重要事項説明書

2026年6月1日現在

訪問看護ステーションつぼみ

2026.6.1 版

訪問看護ステーションつぼみ（以下「事業所」といいます）は、ご契約者に対し、介護保険法令上の趣旨に従い、訪問看護サービスを提供する事をお約束します。

ここに、事業の概要や提供される居宅介護サービス等の内容、契約上ご注意いただきたい事を説明いたします。

I 事業所の概要

1 法人の概要

(1) 事業者名称	特定医療法人 新生病院
(2) 代表者氏名	理事長 大生 定義
(3) 所在地 連絡先	長野県上高井郡小布施町大字小布施 851 番地の 4 電話番号 026-247-2033
(4) 設立年月日	昭和 7 年 10 月 18 日

2 事業所の概要

1) 事業所

(1) 事業所名称	訪問看護ステーションつぼみ
(2) 事業所所在地 連絡先	長野県上高井郡小布施町大字小布施 851 番地の 4 電話番号 026-247-8972
(3) 事業所管理者	北村 千恵
(4) 事業実施地域	小布施町、須坂市、高山村、長野市、飯綱町、信濃町、中野市、山ノ内町、飯山市、木島平村

3 事業所指定番号

2063290080

4 運営方針

当事業所は、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、適切な医療保険サービス、福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう、利用者の立場に立ってサービスの提供を行います。

Ⅱ 訪問看護サービス等の概要

1 訪問看護サービスの内容

看護師等が介護支援によって作成された「居宅サービス計画」に位置付けられた訪問看護計画書により、医学管理を行っている医師等の指示に基づき、居宅を訪問し、利用者の心身の維持回復を図るために必要な看護、指導を行います。

- | | |
|-----------------|----------------------|
| (1) 病状、心身の状況の観察 | (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持 |
| (3) 床ずれの予防・処置 | (4) 食事及び排泄等日常生活の世話 |
| (5) リハビリテーション | (6) 認知症患者の看護 |
| (7) カテーテル等の管理 | (8) 配薬・与薬・残薬確認 |
| (9) ターミナルケア | (10) 療養生活や介護方法の指導 |
| (11) 緊急時訪問対応 | (12) その他医師の指示による医療処置 |

2 訪問看護の提供方針

- (1) 訪問看護の従業者は、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、医学的管理の下において看護、指導を行い、療養生活の質的向上及び利用者と家族の身体的及び精神的負担の軽減が図れるよう、利用者の立場に立って訪問看護サービスの提供を行います。
- (2) 訪問看護の実施にあたっては、主治医、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密着な連携に努め、総合的な介護サービスの提供に努めます。
- (3) サービスの終了
 - ①利用者は、事業者に対して、文書で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。
 - ②事業者は、やむを得ない事情がある場合は、利用者等に対して1か月間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域のほかの指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者等に提供します。
 - ③事業者は、利用者等が事業者に対して、この契約の継続が難しいほどの背信行為を行なった場合、文書で通知することにより、ただちにこの契約を解約することができます。
 - ④利用者、利用者家族及びその関係者が、故意又は過失により、事業所又は事業所の従業員もしくは他の利用者等の生命、身体、財物、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合（暴力または乱暴な言動、ハラスメント行為、その他法人が認めた事例）事業者は利用契約を解除することができます。
 - ⑤次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ・利用者が介護保険施設に入所した場合。
 - ・利用者の要介護認定等において、非該当（自立）あるいは要支援状態と認定された場合。
 - ・利用者が死亡した場合。

3 職員体制（法定）

(1) 管理者（保健師又は看護師）	1 名
(2) 看護職員（看護師）	3 名以上（管理者含む）
(3) セラピスト （理学療法士・作業療法士）	1 名以上

4 営業日・営業時間

(1) 営業日	月曜日～土曜日
(2) 営業時間	午前 9 時～午後 5 時

※事業所が指定する休日（年末年始等）を除く。

※ただし、緊急時訪問看護加算の契約をした利用者に関り 24 時間常時連絡が可能な体制とする。

5 利用料金

①サービス利用料金の詳細については、別紙のとおりとなります。

別紙 1) 基本料金・介護関連加算・その他の料金

②利用料の支払い方法について

支払方法	
指定口座引き落とし （毎月翌月末の引き落とし）	八十二銀行 長野信用金庫 JA ながの JA 中野市 長野県信用金庫
振り込み	八十二銀行 小布施支店 普通預金 53958 特定医療法人 新生病院 理事長 大生 定義
請求書の送付	事業者は、利用者等に対しサービス提供月の翌月 20 日までに発送致します。利用者はサービス利用翌月の末日までに支払うものとします。
領収書	事業者は入金確認後、領収書を発行致します。

Ⅲ その他の事項

1 交通費・キャンセル料

①交通費

実施地域（小布施町、須坂市、高山村、長野市、飯綱町、信濃町、中野市、山ノ内町、飯山市、木島平村）は無料です。

※事業の実施地域を超える場合は、2 km毎に 250 円（片道）ずつとし、その実費を徴収致します。但し 1 km未満の徴収は四捨五入とします。

※基本料金、交通費の支払を受ける場合は、あらかじめ利用者又はその家族に対して説明を行い、利用者の同意を得ます。

②キャンセル料

お客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

ご利用の前日午後 5 時までにご連絡をいただいた場合	なし
ご利用日の午前 8 時 30 分までにご連絡いただいた場合	利用者負担額の 30%
ご連絡いただけなかった場合	利用者負担額の 50%

※急激な体調変化、災害などやむを得ない場合は無料です。

※サービスを中止した場合、同月内であれば、ご希望の日に振り替える事ができます。

2 緊急時及び事故発生時の対応

①緊急時の対応

サービス提供時に、事故が発生した場合、その他利用者の身体状況が急変した場合には、速やかに主治医、利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講じます。

②事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生し、当方の責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体、財産を傷つけた場合、その損害を賠償します。

③損害賠償保険の加入（補償の概要：訪問看護サービス）

- ・ 保険会社名 あいおい損害保険株式会社
保険名 介護保険・社会福祉事業者総合保険
- ・ 保険会社名 一般社団法人 全国訪問看護事業協会
保険名 訪問看護事業者賠償責任保険

3. 個人情報の取り扱い

①介護保険法の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営む事ができ、適切な保険医療サービス・福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう、必要に応じサービス担当者会議及び担当者等への情報提供をさせて頂きます。ただし、提供させて頂く内容は必要最低限とし、利用者様及びご家族様等の不利益にならないよう配慮いたします。

②情報開示について

文書で申し込む事により、居宅サービス提供にあたっての記録を閲覧、または 複写物の交付を受ける事が出来ます。

4. 業務継続計画（BCP）の策定等

- ①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画＝BCP）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ②事業所従業員に対し、BCP について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ③定期的に BCP の見直しを行い、必要に応じ BCP の変更を行います。

5. 虐待の防止

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する担当者を選定しています。
虐待防止に関する担当者：事業所管理者
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について事業所従業員に周知徹底を図っています。
- ③ 虐待防止のための指針の整備をしています。
- ④ 事業所従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- ⑤ サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

6. サービスに関する相談・苦情

- ①訪問看護のサービスに関するご相談・苦情についてのご相談・苦情を承り迅速かつ適切に対応します。

受付担当職員：事業所職員

苦情解決担当者：新生病院 訪問看護ステーション 事業所管理者

連絡先：026-247-8972 受付時間：9:00～17:00

- ②当事業所以外に、当該市町村の行政窓口あるいは国民健康保険団体連合会に苦情を伝える事ができます。

小布施町健康福祉課	電話番号 026-242-6660	受付時間	9:00～17:00
須坂市高齢者福祉課	電話番号 026-245-1400	受付時間	9:00～17:00
高山村健康福祉課	電話番号 026-242-1201	受付時間	9:00～17:00
長野市介護保険課	電話番号 026-224-7871	受付時間	9:00～17:00
飯綱町保健福祉課	電話番号 026-253-4764	受付時間	9:00～17:00
信濃町住民福祉課	電話番号 026-255-4214	受付時間	9:00～17:00
中野市高齢者支援課	電話番号 0269-22-2111	受付時間	9:00～17:00
山ノ内町健康福祉課	電話番号 0269-33-8411	受付時間	9:00～17:00
飯山市保健福祉課	電話番号 0269-62-3111	受付時間	9:00～17:00
木島平村民生課	電話番号 0269-82-3111	受付時間	9:00～17:00
長野県健康保険団体連合会	電話番号 026-238-1550	受付時間	9:00～17:00

7. 衛生管理等（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

- (1) 事業所従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 指定訪問看護事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、事業所従業員に周知徹底しています。
 - ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③事業所従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

訪問看護の開始・変更にあたり、利用者に対して本書面にもとづいて重要事項を説明いたしました。

年 月 日

事業者 住所：長野県上高井郡小布施町大字小布施 851 番地の4
法人名：特定医療法人 **新生病院**
理事長 大生 定義

事業所名 訪問看護ステーションつぼみ

説明担当職員 _____

本書面により、事業者から訪問看護について重要事項の説明を受け、その内容等について同意いたします。

利用者 住所 _____

氏名 _____

代理人 住所 _____

氏名 _____

【別紙 1】 <利用料金>

(2024年6月介護報酬改定に準ずる)

(1) 基本料金

ア 訪問看護費 (訪問看護：要介護の方)

(単位：円/回)

算定項目	区分	利用料金	自己負担 (1割)	自己負担 (2割)	自己負担 (3割)
20分未満*	看護師	3,140	314	628	942
30分未満*	看護師	4,710	471	942	1,413
30分以上 1時間未満*	看護師	8,230	823	1,646	2,469
1時間以上 1時間30分未満*	看護師	11,280	1,128	2,256	3,384
2回以内/日 20分以上*	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	2,940	294	588	882

イ 訪問看護費 (介護予防訪問看護：要支援の方)

(単位：円/回)

算定項目	区分	利用料金	自己負担 (1割)	自己負担 (2割)	自己負担 (3割)
20分未満*	看護師	3,030	303	606	909
30分未満*	看護師	4,510	451	902	1,353
30分以上 1時間未満*	看護師	7,940	794	1,588	2,382
1時間以上 1時間30分未満*	看護師	10,900	1,090	2,180	3,270
2回以内/日 20分以上*	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	2,840	284	568	852

◇*の算定項目は、夜間(18時～22時)又は早朝(6時～8時)の場合は25%、深夜(22時～6時)の場合は50%が利用料金へ加算されます。

◇保険適用以外の場合、または限度額超過の場合は利用料が全額負担になります。

◇理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護は1回当たり20分以上の訪問看護を実施することとし、1日2回を超えて訪問看護を行った場合、要介護の場合1回につき100分の90に相当する単位数となり、要支援の場合1回につき100分の50に相当する単位数となります。週に6回(120分)を限度とします。

(2) 介護関連加算

(単位：円/回)

加算項目		利用料金	自己負担 (1割)	自己負担 (2割)	自己負担 (3割)
緊急時訪問看護加算 (I) (月1回)		6,000	600	1,200	1,800
特別管理加算 I (月1回) (尿管・胃ろう・胃管・膀胱・腎ろう)		5,000	500	1,000	1,500
特別管理加算 II (月1回) (酸素吸入・人工肛門・褥瘡・自己導尿)		2,500	250	500	750
専門管理加算 (月1回)		2,500	250	500	750
初回加算 (I) (適応時) (病院、診療所等から退院した日)		3,500	350	700	1,050
初回加算 (II) (適応時) (病院、診療所等から退院した日の翌日以降)		3,000	300	600	900
退院時共同指導加算 (適応時) (特別管理加算算定者は2回まで可)		6,000	600	1,200	1,800
看護・介護職員連携強化加算 (月1回) 【介護】		2,500	250	500	750
複数名訪問看護 加算 (I)	30分 未満	2,540	254	508	762
	30分 以上	4,020	402	804	1,206
ターミナルケア加算 (死亡月につき) 【介護】		25,000	2,500	5,000	7,500
口腔連携強化加算		500	50	100	150
セラピストの訪問回数が看護職 員の訪問回数を越えてる場合		-80	-8	-16	-24
処遇改善加算		1か月の利用料金の1.8%相当			

(4) その他の料金

① その他の医療費等は別途かかります。

② 死後の処置に係る費用

*エンゼルケア：10,000円 (1回)

ターミナルケア加算算定の場合：6,000円

但し、1時間を超えた場合、1時間ごとに5,000円加算させていただきます。

*エンゼルセット：6,112円